

利用料金制度導入にあたっての今後の方向性

1. 宇治市の指定管理の状況

宇治市の指定管理者との協定期間については、以下のとおり。

- ・公益財団法人（文化センター・公園公社・野外活動センター）が管理している施設
→ 平成29年度～平成33年度
- ・公募施設（JR宇治駅・近鉄大久保駅駐車場）
→ 平成30年度～平成34年度
- ・上記以外の施設
→ 平成27年度～平成31年度

導入にあたっては、指定管理者指定期間(協定締結期間)中であることから、利用料金制度の導入の適否については、個々の施設ごとに、所管課において指定管理者の同意を得ながら、変更協定締結の方向で調整することが必要である。

2. 今後の方向性

利用料金制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする観点から設けられたものであり、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中で裁量を発揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするものである。

指定管理者にとっては、様々なサービス内容の工夫によって施設利用者数を増加させることで利用料金収入増に繋がり、インセンティブとなる。また、市にとっては、サービス向上により利用者が増加することで、当該公の施設の目的を達成するとともに、公共サービスの価値を高めることが期待できる。市民・利用者の方にとっては、質の高いサービスを享受できることにも繋がる。

他市の事例においても、非公募であるものの、これらのインセンティブ及びサービスの向上等を踏まえ、指定管理者に対して利用料金制度を積極的に導入していることもあり、公募によりこれらの機能がさらに高まることを考慮した上で、今後の方向性について、以下のとおりとする。

1. 以下の基準を検討の上、同制度の導入施設を定める
2. 導入施設を定め、同意を得た指定管理者の施設を利用料金導入モデル事例として平成31年度からを基本に実施する
3. その他の施設について、次回の協定締結にあたっては、利用料金制度及び公募の導入を原則として調整する。

■ 利用料金制度導入に係る基準

- ① 公の施設の使用の対価として法第225条の使用料を徴収している施設であること。
- ② 管理者のノウハウの活用でサービス内容の向上が可能であり、これにより利用者数の増加が見込める施設であること。
- ③ 総コストに対する利用料金総額の比率が極度に低率でなく、指定管理者のインセンティブとなり得る施設であること。
- ④ 公益上の必要性から、行政に使用料設定・減免権限を留保したい施設でないこと。